



号の改正規定、同条に二号を加える改正規定（同条第五十三号に係る部分に限る。）、同令第二十一号に係る部分に限る。）、同令第三十二号に係る部分に限る。）、同令第三十二号に一号を加える改正規定、同令第四十九号第二項の改正規定、同令第五十条の改正規定（同条第十四号に係る部分を除く。）、同令第五十一条の改正規定、同令第六十一条に二号を加える改正規定（同条第七号に係る部分に限る。）、同令第七十四号の次に二号を加える改正規定、同令第八十四号の改正規定（又は「アイランド協定」を、「アイランド協定又はスイス協定」に改める部分を除く。）、同令第九十四号第二号の改正規定、同令第九十五条に二号を加える改正規定（同条第十一号に係る部分に限る。）、同令第九十六条に一号を加える改正規定、同令第九十七条に二号を加える改正規定（同条第十一号に係る部分に限る。）、同令第九十八条の表に次のように加える改正規定（同表十一の項に係る部分に限る。）及び同令第九十七号の改正規定（又は「アイランド協定」を、「アイランド協定又はスイス協定」に改める部分を除く。）、第二号中社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法等の特例に関する政令第二号の改正規定、同令第十六号に一号を加える改正規定、同令第二十二号の次に二号を加える改正規定、同令第三十四号の改正規定及び同令第四十条に二号を加える改正規定（同条第十一号に係る部分に限る。）並びに第四号中社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法の特例に関する政令第二号第十七号の六の次に二号を加える改正規定（同条第十七号の七に係る部分に限る。）、同令第十八号に一号を加える改正規定、同令第二十四号の次に二号を加える改正規定、同令第三十六号の改正規定（又は「アイランド協定」を、「アイランド協定又はスイス協定」に改める部分を除く。）及び同令第四十二条に二号を加える改正規定（同条第十一号に係る部分に限る。）、社会保障に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の協定の効力発生の日

二 前号に掲げる規定以外の規定 社会保障に関する日本国とスイス連邦との間の協定の効力発生の日

**附 則**（平成二五年一月二一三日政令第三四五号）抄

（施行期日）

1 この政令は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第二条に二号を加える改正規定（同条第五十五号に係る部分に限る。）、同令第九条第一項ただし書及び第十号の二第一項ただし書の改正規定、同令第二十一号第一項に二号を加える改正規定（同項第十号に係る部分に限る。）、同令第三十四号に一号を加える改正規定、同令第三十五条、第三十八条及び第四十条の改正規定、同令第五十条に二号を加える改正規定（同条第十五号に係る部分に限る。）、同令第五十七号の二の改正規定、同令第七十二条に一号を加える改正規定、同令第七十三条第一項、第三項及び第四項、第七十七号第一項及び第三項、第八十二条第三項並びに第八十八号の二及び第九十二条の二の改正規定、同令第九十五条に二号を加える改正規定（同条第十三号に係る部分に限る。）、同令第九十六条に一号を加える改正規定、同令第九十六条の二の改正規定、同令第九十七条に二号を加える改正規定（同条第十三号に係る部分に限る。）、同令第九十八条の表に次のように加える改正規定（同表十三の項に係る部分に限る。）、同令第一百一条の三の改正規定、同条を同令第一百一条の四とし、同令第一百一条の二の次に一条を加える改正規定並びに同令第五十五条、第八号、第十三号の二及び第五十五条の二、第九十九号第一項及び第三項、第二百二十三号第一項及び第三項、第二百二十七号第三項並びに第三百二十四号の二及び第三百三十九号の二の改正規定、第二条中社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法等の特例に関する政令第二条及び第五条の二の改正規定、同令第八条に一号を加える改正規定、同令第十八号に一号を加える改正規定、同令第十九号、第二十一条、第二十三条、第二十六条及び第三十四条第三項の改正規定、同令第四十条に二号を加える改正規定（同条第十三号に係る部分に限る。）、並びに同令第四十条の二並びに第四十四条第二項第二号及び第四号イの改正規定、第四条中社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法の特例に関する政令第二条第十七号の八の次に二号を加える改正規定（同条第十七号の九に係る部分に限る。）、同令第七号の二の改正規定、同令第十条に一号を加える改正規定、同令第二十条に一号を加える改正規定、同令第二十一条、第二十四条、第二十五条、第二十八条及び第三十六条第三項の改正規定、同令第四十二条に二号を加える改正規定（同条第十三号に係る部分に限る。）並びに同令第四十二条の二並びに第四十六号第二項第二号及び第四号イの改正規定並びに第五条の規定並びに次項の規定 社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定の効力発生の日

並びに同令第四十条の二並びに第四十四条第二項第二号及び第四号イの改正規定、第三条中社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する政令第二条及び第五条の二の改正規定、同令第八条に一号を加える改正規定、同令第十八号に一号を加える改正規定、同令第十九号、第二十二号、第二十三号、第二十六条及び第三十四条第三項の改正規定、同令第四十条に二号を加える改正規定（同条第十三号に係る部分に限る。）並びに同令第四十条の二並びに第四十四条第二項第二号及び第四号イの改正規定、第四条中社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法の特例に関する政令第二条第十七号の八の次に二号を加える改正規定（同条第十七号の九に係る部分に限る。）、同令第七号の二の改正規定、同令第十条に一号を加える改正規定、同令第二十条に一号を加える改正規定、同令第二十一条、第二十四条、第二十五条、第二十八条及び第三十六条第三項の改正規定、同令第四十二条に二号を加える改正規定（同条第十三号に係る部分に限る。）並びに同令第四十二条の二並びに第四十六号第二項第二号及び第四号イの改正規定並びに第五条の規定並びに次項の規定 社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定の効力発生の日

**附 則**（平成二七年九月三〇日政令第三四四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

**附 則**（平成二九年七月二八日政令第二四四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十九年八月一日から施行する。